



◀ QR がついている記事は詳細情報をウェブで公開しています

手話講座の受講者を募集

初心者向けの手話講座が開催されます。受講を希望される方は、4月26日(金)までに下記までお申し込みください。

- **と き**
 - ・ 昼の部
5月20日(月)～7月29日(月)までの毎週月、木曜日(7月15日を除く)の計20回
10時～12時
 - ・ 夜の部
5月21日(火)～7月26日(金)までの毎週火、金曜日の計20回
19時～21時

- **ところ** 北見市総合福祉会館(北見市寿町3丁目4-1)
- **受講料** 3,000円(テキスト代、税別)
- ※手話奉仕員養成講座テキストをお持ちの方は無料です。
- **申込み・問合せ**
福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555)



更生医療・育成医療の給付

更生医療・育成医療とは、障がいを軽くしたり、回復させたりする手術を行うなど、指定医療機関でのみ受けられる特別な医療をいい、その際の保険診療による自己負担分の医療費を公費で補助します。ただし、世帯の課税状況に応じて、費用の一部を負担していただきます。

更生医療は、身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方が対象となり、育成医療は、身体に障がいがあるか将来障がいを残すと認められる18歳未満の児童が対象となります。

- **問合せ**
福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555)

補装具費の一部を支給

身体障害者手帳をお持ちの方が、義肢、装具、補聴器、車椅子、つえなどの補装具を購入または修理する場合に、対象となるその費用の一部を支給しています。

原則として、費用の1割を利用者が負担することとなりますが、所得に応じて一定の負担上限額が設定されます。

- **問合せ**
福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555)

障がいのある方に日常生活用具を給付

障がいのある方に、その障がいに応じて必要な特殊寝台や移動・移乗支援用具などの日常生活用具を給付しています。

原則として、各用具に定められた基準額の1割を利用者が負担することになります。ただし、所得に応じて一定の負担上限額が設定されます。

- **問合せ**
福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555)

障害福祉サービス利用を

障害者総合支援法により、障がいのある方が、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な支援を行う「障害福祉サービス」を実施しています。

この制度は、障がいの種類(身体障がい・知的障がい・精神障がい)や年齢に関係なく共通のサービスが受けられるものです。

- **サービス内容**
身の回りや通院介助などの居宅介護支援・就労継続支援など
- **利用者負担**
原則1割の定率負担。ただし、所得に応じて上限額が決められています。また、施設サービス利用者の食費や光熱水費は利用者負担になります
- **申請**
利用する場合は、障害支援区分の認定や支給決定を受ける必要があるため、あらかじめ町に申請を行ってください
- **問合せ**
福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555)

開発行為の事前協議

無秩序な開発を防止し、健全な生活環境を守るため、開発区域の面積が2,000㎡以上1万㎡(1ha)未満の開発を行うとき、事業主は、町の定める要綱に基づき事前協議をしなければなりません。

- **開発行為とは**
- ①土砂の採取および宅地の造成における建築物の建設
- ②特定工作物の建設に関する目的で行う土地の区画、形質の変更
上記の要件に当てはまる事業を行う場合は、下記へご相談ください。
- **問合せ**
建設耕地課土木管理係 (☎ 47-2117)

建築物の解体工事には届け出が必要

一定規模以上の建築物を解体する場合、建設リサイクル法による届け出が必要です。

この法律では分別解体・再資源化の実施や事前の届け出が義務付けられており、無届けで解体工事に着手したことが明らかになった場合、20万円以下の罰金が科せられますのでご注意ください。

- **届け出対象工事**
床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
- **届け出の時期・届け出先**
工事着手の7日前までに下記へ届け出てください
- **問合せ** 住宅施設課住環境係 (☎ 47-2117)

建築物の確認申請

次の地域で建築物の新築、増改築、移転、大規模改修などを行う場合には、建築確認申請が必要です。ただし、増改築または移転で10㎡以内であれば必要ありません。

- **建築確認申請が必要な地域**
- ①西幸町、元町、旭町、大町、仲町、栄町の全地域
- ②東幸町、東町、若富町、若葉町の一部地域
- **建築確認申請地域以外でも確認申請が必要な建物**
- ①倉庫、車庫などで100㎡以上
- ②木造で3階建て以上、または延べ面積が500㎡以上
- ③木造以外で2階建て以上、または延べ面積が500㎡以上
- **問合せ**
住宅施設課住環境係 (☎ 47-2117)



農地の売却などあっせん

農地の所有者から売り渡しや貸し付けの希望があった場合、農業委員会では、農業委員と町、農協の担当者で構成する「農地移動適正化あっせん審議会」において、価格や農地を購入したい方、借りたい方を協議して決めています。

農地を売りたい、貸したい方は農業委員会に申出書の提出が必要です。

- 詳しくは、地区担当農業委員または、農業委員会事務局へご相談ください。
- **問合せ** 農業委員会 (☎ 47-2204)

高齢者世帯防火訪問

消防では、悲惨な火災を未然に防ぐため防火訪問を実施しています。消防職員2人1組で対象世帯に伺いますので、ご協力をお願いします。なお、はがきによる通知は行いません。

- **実施期間** 4月1日(月)～令和7年3月31日(月)
- **対象者** 町内在住で70歳以上の単身高齢者および75歳以上高齢者世帯で医療キット(命のバトン)を配置している世帯
- **問合せ** 消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

実践会地区の防火査察

防火査察員が、各実践会の防火査察を次の日程で実施します。

- **実施期間** 4月1日(月)～20日(土)
- **問合せ** 消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

危険物取扱者試験準備講習会

- **と き** 4月25日(木)・26日(金)
- **ところ** 北見市(芸術文化ホール)
- **受付期間** 講習日の1週間前まで
- **問合せ** 消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

危険物取扱者試験・消防設備士試験

- **と き** 5月19日(日)
- **ところ** 北見市
- **種類** 両試験とも全種類
- **受付期間(電子・書面申請)**
4月4日(木)～11日(木)
- ※書面申請による受け付けは、期間最終日の郵便局消印まで有効です。
- **問合せ** 消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

令和6年度調理師試験のお知らせ

- **と き** 8月22日(木)13時30分～16時
- **ところ** 北見市(試験会場は、後日通知)
- **願書の提出先および受付期間**
- **提出先** 札幌市、函館市、旭川市または小樽市に住所がある方は、その市の保健所。その他の市町村に住所がある方は、上記を除く最寄りの保健所または支所
- **受付期間**
5月7日(火)～17日(金)
(郵送の場合は、消印有効)
- ※詳細は右記QRをご覧ください。
- **問合せ**
北海道オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室 (☎ 0157-24-4171)

